

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までの申告又は処理による課税事績及び平成13年3月31日における調査時点の事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の規定の適用を受けるアルコールを除き、薄めて又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの及び粉末状のものを含む。）で原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒である。

2 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目								調 査 方 法	
		課 税 数 量	税 額	製 成 数 量	販 売（消費）数 量	手 持 数 量	製 造 場 数	販 売 場 数	製 造 者 数		販 売 業 者 数
8-1 酒税関係総括表											全 数 調 査
総括表		○	○	○	○			○	○		
8-2 課税状況											
(1) 課税状況	種 類 別	○	○								
(2) 課税状況の累年比較	〃	○	○								
(3) 税務署別課税状況	〃	○	○								
8-3 製成数量											
(1) 酒類製成及び手持高	種 類 別				○	○					
(2) 製成数量の累年比較	〃				○						
8-4 販売（消費）数量											
(1) 酒類販売（消費）数量	種 類 別				○						
(2) 販売（消費）数量の累年比較	〃				○						
(3) 税務署別販売（消費）数量	〃				○						
8-5 免許場数											
(1) 製造免許場数	種 類 別						○		○		
(2) みなし製造場数	〃						○				
(3) 販売業免許場数	卸・小売別							○		○	
(4) 税務署別免許場数	卸・小売別、種類別						○	○		○	